

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市巻郷土資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年10月10日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第54号

新潟市巻郷土資料館条例の一部を改正する条例

新潟市巻郷土資料館条例（平成17年新潟市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「企画展示室兼集会室」を「次に掲げる施設」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 民俗資料展示室
- (2) 企画展示室兼集会室
- (3) 図書室

第8条を次のように改める。

（観覧料等）

第8条 市長は、民俗資料展示室及び企画展示室兼集会室において展示する資料を観覧しようとする者から別表に掲げる観覧料を徴収する。

2 特別な展示を行う場合は、特別な展示を観覧しようとする者から市長がその都度定める観覧料（以下「特別観覧料」という。）を徴収することができる。

3 第6条の許可に係る使用料は、無料とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（観覧料等の徴収の時期）

第8条の2 観覧料及び特別観覧料（以下「観覧料等」という。）は、観覧するときに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別に観覧料等の納付期日を定めることができる。

第9条（見出しを含む。）及び第10条（見出しを含む。）中「特別観覧料」を「観覧

料等」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区分	観覧料の額（1人1回につき）（円）	
	個人	団体（20人以上）
一般	260	200
大学生・高校生	130	100

備考

- 1 この表において「一般」とは、大学生・高校生以外の者で15歳以上のもの（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに準ずる学校の生徒を除く。）をいう。
- 2 この表において「大学生・高校生」とは、学校教育法に定める大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程及びこれらに準ずる学校の学生、生徒等をいう。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。